

公立大学法人沖縄県立芸術大学経営審議会規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学定款（以下「定款」という。）第30条の規定に基づき、経営審議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 定款第18条第2項第2号で規定する理事長が指名する職員は、次に掲げるものから理事長が指名するものとする。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 芸術文化研究所長
- (5) 附属図書・芸術資料館長
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、理事長が特に必要と認める者

(議案の通知)

第3条 経営審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、経営審議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席委員の中から議長が指名する2名が署名する。

(事務)

第7条 経営審議会の事務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営等に関し必要な事項は、経営審議会の議を経て理事長が別に定める。

附則 (令和3年4月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和6年1月19日理事長決裁)

この規程は、令和6年1月19日から施行する。